琉球大学学術リポジトリ

琉球大学教育学部学生の教育法に対する理解度についての一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2017-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36566

琉球大学教育学部学生の教育法に対する理解度についての一考察

佐久間正夫*

Research on the Understanding Concerning to the Education Law of the Students belonging to University of the Ryukyus Faculty of Education

Masao SAKUMA *

はじめに

1947年教育基本法[1)]は1947年３月31日、公布・施行された法律であり、わが国において第二次世界大戦後、行なわれた教育改革の中心をなす最重要教育立法であった。本法は、前文と11か条より構成されていた。本法は、日本国憲法の根本原則である、平和と民主主義を教育目的とし、わが国の戦後の教育に関する重要理念と原則を掲げ、戦後のわが国において、教育の憲法としての地位を占めるものであった[2)]。

しかしながら、1947年教育基本法をめぐっては、制定直後からその改正論が見られた。1947年教育基本法改正をめぐる直接の政治的な動きは、故小渕恵三元首相の私的諮問機関である、教育改革国民会議が2000年12月に提出した、最終報告に端を発している。教育の憲法と称された1947年教育基本法は2006年12月、全部改正され、改正教育基本法（以下、2006年教育基本法）が成立した。

本稿は、筆者が勤務する琉球大学教育学部において、筆者担当の教職に関する科目である「教育行政学」と、「教育法」の受講学生を対象にアンケート調査を行なうことにより、教育学部学生が2006年教育基本法を初めとする教育法[3)]を、どのように学び、どう理解しているかについて解明することを目的とするものである。以上をとおして、本稿は、筆者が担当する授業を反省的に振り返り、授業改善の方策を析出することも目的としている。

筆者はこの間の約10年間、前学期の「教育行政学」と後学期の「教育法」の第１回目の授業で、学生が教育基本法に関する基礎的知識を、どのくらい押さえているかという、基礎的事項の理解度を見るために、アンケート調査を行なってきた[4)]。例えば、「教育基本法は、何年に公布・施行されましたか」という問いに対する、過去５ヵ年間の正答率の結果を示すと、以下のようになる[5)]。毎学期、このアンケート調査項目に対する正答率は低く、また、正答率に大きな変動はほとんど見られない。

2011年度から2015年度までの５ヵ年間に亘る、

年　度	「教育行政学」	「教育法」
2011年度	３名／103名	１名／98名
2012年度	２名／ 41名	１名／70名
2013年度	９名／ 67名	２名／62名
2014年度	９名／ 67名	７名／65名
2015年度	２名／ 56名	３名／58名

これらのアンケート調査結果により、筆者は、教育学部のほとんどの学生が初回の授業の際、2006年教育基本法の公布・施行年や、構成条文数などの基礎的事項を十分に理解していない、ということに気がついてきた。しかしながら、筆者はその後、受講学生が授業の進行とともに、2006年教育基本法やその他の教育法の基礎的知識・基礎的事項を、どのように押さえ、どう理解しているのか

* 琉球大学教育学部　子ども地域教育コース

に関しては、十分に把握してこなかった。教育学部の学生は、2006年教育基本法や他の教育法を、どのように学び、どう理解しているのだろうか。

このような問題意識のもと、本研究は、筆者が勤務する琉球大学教育学部に所属する学生が、日本国憲法を初め、2006年教育基本法や他の教育法をどのように学び、どう理解しているのかについて、筆者が今年度担当した、「教育行政学」と「教育法」の受講生を対象にアンケート調査を行なうことにより、明らかにすることを目的とするものである。本研究は、日本国憲法や2006年教育基本法、そして他の教育法を、教育学部で学ぶ学生がどのように学び、どう理解しているのかについての解明をめざすものであり、こうした点について、これまでの研究は必ずしも、十分に明らかにしてこなかった[6]。本研究の意義・特色は、このような点にある。

1．教育法に関するアンケート調査の目的・対象・方法など

(1) 教育法に関するアンケート調査の目的

筆者はこの間、約10年間[7]に亘り、前学期は「教育行政学」、後学期は「教育法」という授業科目でそれぞれ毎学期、簡略なアンケート調査を行ない、特に教育基本法に関する学生の理解度などを見てきた。近年は、初回の授業で、教育基本法についてのアンケート調査を行なうことにより、受講生の教職科目における、教育法に関する学びの状況を把握しながら、授業内容を構成し直し、授業を進めてきた。このように、教育法に関するアンケート調査は、筆者が勤務する琉球大学教育学部の学生が、教育基本法をはじめとする教育法を、どのくらい理解しているかを明らかにし、同時に、筆者自身の授業の進め方・方法などに関する、改善の示唆を得ることを目的とするものである。

(2) 教育法に関するアンケート調査の対象・方法など

① アンケート調査の対象

筆者は教育法に関するアンケート調査を、筆者が勤務する琉球大学教育学部において、筆者が2016（平成28）年度に担当した、「教職に関する科目」である「教育行政学」と「教育法」という二つの授業科目で実施した。琉球大学での現行の教職科目の履修システムにおいて、「教育行政学」と「教育法」はいずれも、履修学年が２年次以上とされている。また、これら二つの授業科目は課程認定上、小学校教職課程における「教職に関する科目」に位置づけられているので、教育学部の学生だけを対象としている。

アンケート調査の対象者は、前学期の「教育行政学」の受講生は37名、後学期の「教育法」のそれは70名であり、合計107名である。

② アンケート調査の方法

筆者が行なった、アンケート調査の実施日等を示すと、以下のとおりである。

まず、前学期の「教育行政学」については、

授業科目名	実施日	配付数	回収数(回収率)
「教育行政学」	第１回：2016年４月12日	36部	36部（100%）
	第２回：2016年５月24日	37部	37部（100%）
「教育法」	第１回：2016年10月４日	60部	60部（100%）
	第２回：2016年10月25日	63部	63部（100%）

2016年４月12日（初回の授業）に第１回目のアンケート調査を実施した（アンケート調査票については、別紙資料【１】を参照）。アンケート調査票の配付数は36部（受講登録者数は37名）であり、アンケート調査票は受講生全員から回収された（回収率100%）。第２回目のアンケート調査は５月24日（５回目の授業）に行なわれ、授業の予習・復習といった、受講生の学びの状況と教育法の理解度が調査された（アンケート調査票については、別紙資料【２】を参照）。アンケート調査票の配付数は37部（受講登録者数は37名）であり、アンケート調査票は受講生全員から回収された（回収率100%）。

次に、後学期の「教育法」に関しては、同年10月４日（初回の授業）にアンケート調査を行なった。アンケート調査票の配付数は60部（受講登録者数は70名）であり、アンケート調査票は受講生全員から回収された（回収率100%）。第２回目のアンケート調査は10月25日（４回目の授業）に行なわれ、前学期の「教育行政学」の場合と同様、授業の予習・復習に関する受講生の学びの状況

【資料１】

「教育法」ワークシートNo.1

2016.10.4（火）担当：佐久間

氏名（　　）所属・学年（　　）学籍番号（　　）

【1】日本国憲法の公布、施行年月日を答えてください。
（公布年月日：　　施行年月日：　　）

【2】日本国憲法の三大原則を挙げてください。
（　　）

【3】日本国憲法に規定された、国民の三つの義務を挙げてください。
（　　）

【4】日本国憲法第26条は、次のような条文です。（ ）に適語を入れてください。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける（　　）を有する。
②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる（　　）を負ふ。義務教育は、これを（　　）とする。

【5】現行の「教育の憲法」と称される、教育に関する重要法律についてお尋ねします。
①「教育の憲法」と称される、教育に関する重要法律の名称を答えてください。
（　　）
②あなたは、「教育の憲法」と称される、教育に関する重要法律の内容をどのくらい知っていますか。
とても知っている　やや知っている　あまり知らない　全く知らない

【6】現行の「教育の憲法」と称される、教育に関する重要法律の内容などについてお尋ねします。
①この教育に関する重要法律は、何年に公布・施行されましたか。
（　　）
②この教育に関する重要法律は、何条から構成された法律ですか。
（　　）
③次の条文は、この教育に関する重要法律のうち、第4条の一部を示したものです。文中の［1］［2］に適切な語を下記の選択肢1）～5）の中から一つ選び、その番号に○を付けてください。
すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける［1］を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、［2］又は門地によって、教育上差別されない。

［1］1）権利　2）機会　3）場所　4）学校　5）保障
［2］1）年齢　2）収入　3）経済的地位　4）思想　5）政治的立場

【資料２】

「教育法」ワークシートNo.2

2016.10.25（火）担当：佐久間

氏名（　　）所属・学年（　　）学籍番号（　　）

本日は、教育法に関する意識、理解度調査を行ないます。ご協力をお願いします。

【1】本授業は、今日で4回目ですが、あなたは、事前・事後学習（＝予習・復習）として、『教育小六法』などで「教育法」をどれくらい読んでいますか。
よく読んでいる　時々読んでいる　あまり読んでいない　全く読んでいない

【2】【1】で「よく読んでいる」「時々読んでいる」と回答された方にお聞きします。あなたは、事前・事後学習（＝予習・復習）として、1週間にどのくらいの割合で「教育法」を読んでいますか。
1週間に1回程度読んでいる　1週間に2～3回程度読んでいる
1週間に4～5回程度読んでいる　ほぼ毎日読んでいる

【3】あなたは後学期の「教育法」の授業がスタートして以降、事前・事後学習（＝予習・復習）として、どのような「教育法」を読んだことがありますか。読んだ「教育法」の名称をすべて挙げてください。
（　　）

【4】現行の「教育の憲法」と称される、教育に関する重要法律について、お聞きします。
①「教育の憲法」と称される、教育に関する重要法律の名称を答えてください。
（　　）
②あなたは、「教育の憲法」と称される、教育に関する重要法律の内容をどのくらい知っていますか。
とても知っている　やや知っている　あまり知らない　全く知らない

【5】現行の「教育の憲法」と称される重要教育法の内容などについて、お聞きします。
①この教育法は、何年に公布・施行されましたか。
（　　）
②この教育法は、何条から構成された法律ですか。
（　　）
③この教育法に規定されている条文の内容を表わすキーワード（語句でも可）を、三つ挙げてください。
（　　）

※本ワークシートは、本日、集めます。

と、教育法の理解度が調査された。アンケート調査票の配付数は63部（受講登録者数は70名）であり、アンケート調査票は受講生全員から回収された（回収率100％）。

ここで、第２回目のアンケート調査の目的と、関連する内容について触れておく。上述したように、第２回目のアンケート調査の目的は、二つある。第一に、授業が進行するにつれて、受講生がどのように教育法を学んでいるのか、その学びの状況を把握することである。第二に、特に教育基本法について、第１回目のアンケート調査項目と同じ内容の項目を設定し、受講生がどのくらい確実に、基礎的知識を身に付けたかを確認することである。

③　第１回目のアンケート調査結果のフィードバック

筆者は、「教育行政学」と「教育法」における第１回目のアンケート調査実施後、それぞれ次回の授業でアンケート調査の結果を示し、受講学生にフィードバックを行なった。前学期の「教育行政学」に関しては、第２回目の授業である2016年４月19日に、後学期の「教育法」についても同様に、第２回目の授業である同年10月11日、アンケート調査の結果を提示し、簡略にではあるが、教育基本法の調査項目の正解と、その解説を行なった。

２．教育学部学生に対する教育法についての理解度調査の結果と考察

筆者が2016（平成28）年度に行なった、教育法に関するアンケート調査は大要、以下の二つのことを明らかにすることを目的とした。一つは、受講学生の日本国憲法についての基礎的知識の修得状況を見ることである。教員免許状取得希望学生には、制度的に「憲法概論」の履修が必修とされており、ほとんどの学生は１年次に、「憲法概論」を履修済である。ここでは、筆者が担当している授業科目との関連で、特に、教育条項を規定した、日本国憲法第26条に対する受講生の理解度が、どのような状況にあるかを探ろうとした。もう一つは、教育の憲法という地位にある、2006年教育基本法に関して、受講学生がこれまでの教職専門科目で、どのように学んできたかを把握することである。

以下、筆者が今年度行なった、アンケート調査結果を述べていく際、筆者が最近３ヵ年に実施してきた、アンケート調査結果から得られた知見を適宜、用いつつ、比較・考察を行なっていく。なお、アンケート調査結果は、今年度前学期の「教育行政学」と後学期の「教育法」というように、授業ごとに分けて述べるのではなく、二つを併せて論述した。

(1)　日本国憲法に対する理解度

①　日本国憲法の公布・施行年月日

調査項目	正答者数	正答率
【１】日本国憲法の公布・施行年月日	24名／96名	25.0%

調査項目【１】は、「日本国憲法の公布、施行年月日を答えてください」という問いである。ここでは、日本国憲法は1946年11月３日、公布され、翌1947年５月３日、施行されたという歴史的事実について確認した。日本国憲法の公布・施行年月日の両方とも正答率は、25.0%（24名／96名）である。なお、同じ調査項目で、筆者が昨年度前学期に行なった調査によれば、日本国憲法の公布・施行年月日の正答率は、わずか10.2%（５名／49名）である[8]。

日本国憲法の公布・施行年月日は、中学生の社会科教科書：『中学生の歴史』（帝国書院）にも登場しており[9]、重箱の隅をつつくような知識を尋ねたわけではない。そして、大学での「憲法概論」[10]を履修済という状況からすると、日本国憲法の公布・施行年月日の正答率が10%から25%程度にとどまっているというのは、どう考えたら良いのだろうか。アンケート調査の回答には1869年を初め、1895年、1964年、1973年、1975年、1982年など、とにかく、数字だけを記入したと思われる回答も見られた。また、無回答が25.0%（24名／96名）にも上った。このように、わが国が1945年８月15日に敗戦を迎え、それを契機に社会全体の民主化が着手され、政治分野の民主化である日本国憲法の制定を初め、経済分野や他の社会の諸改革が行なわれたという時代背景・時代状況等々が全く、理解されていないのではないか、と思われる回答が見られた[11]。

②　日本国憲法の三大原則

調査項目	正答者数	正答率
【２】日本国憲法の三大原則	51名／96名	53.1%

調査項目【２】は、「日本国憲法の三大原則を挙げてください」という問いである。『中学生の歴史』（帝国書院）によれば、日本国憲法の三大原則は、「①主権は国民にあること（国民主権）、②戦争をふたたび起こさないこと（平和主義）、③基本的人権を尊重すること（個人の尊厳）」と述べられている[12]。この調査項目は、日本国憲法に対する基本的な知識や認識について問うたものであるが、三つとも正確に記入されていたものは、53.1%（51名／96名）である。「基本的人権の尊重」と正確に記入できていない回答が37.5%（36名／96名）と４割近くを占め、目立った。回答全体として気がついた点は、例えば、「もたず、つくらず、もちこませず」などに見られるように、全く的外れな回答が8.3%（８名／96名）と１割近くである。また、少数ではあるが、無回答も見られ、3.1%（３名／96名）である。

同じ調査項目で、筆者が昨年度前学期に行なった調査によると、日本国憲法の三大原則の正答率は52.8%（28名／53名）である[13]。昨年と今年度の調査結果によれば、この「日本国憲法の三大原則」を問うた調査項目の正答率は、50%を少し上回る程度というところであり、学生たちの日本国憲法に関する基礎的知識が、十分ではないことがわかる。

③　日本国憲法に規定された国民の三つの義務

調査項目	正答者数	正答率
【３】日本国憲法に規定された国民の三つの義務	56名／96名	58.3%

調査項目【３】は、「日本国憲法に規定された、国民の三つの義務を挙げてください」という問いである。『中学生の歴史』（帝国書院）によれば、日本国憲法の国民の三つの義務は触れられていない。言うまでもなく、日本国憲法に規定された、国民の三つの義務は、「勤労の義務（第27条）、納税の義務（第30条）、教育を受けさせる義務（第26条）」である。この調査項目は、調査項目【２】の「日本国憲法の三大原則」と同様、

日本国憲法に対する基本的な知識や認識について尋ねたものである。三つとも正確に記入されていたものは、58.3％（56名／96名）であり、6割に満たない。特に、「教育を受けさせる義務」について、正確に認識できていないと思われる回答が目立ち、27.1％（26名／96名）と3割近くを占めている。その具体的な内訳は、「未記入」（＝無回答）12名（12.5％）、「教育を受ける義務」10名（10.4％）、「教育の義務」3名（3.1％）、全く的外れな回答1名、である。

アンケート調査結果によれば、この「教育を受けさせる義務」について、「未記入」（＝無回答）という回答に見られるように、1割を超える受講学生は、この、親が子どもに「教育を受けさせる義務」を、正確に把握していないということがわかる。また、「教育を受ける義務」や「教育の義務」に表われているように、「義務」が誰に課せられているのかについて、受講学生は正確に理解し、認識していないということが窺われる。少なくとも、「教育を受ける義務」や「教育の義務」と回答した、約15％の受講生は、「日本国憲法に規定された、国民の三つの義務」のうち、何らかの「義務」が子どもにあり、具体的には、「子どもには学校へ行く義務がある」と考えていることが推測される。なお、筆者が昨年度行なった調査項目に、この「日本国憲法の国民の三つの義務」を尋ねた調査項目は含まれていない。

④　日本国憲法第26条の理解度

調査項目	正答者数	正答率
【4】 ①　すべて国民は、…（中略）ひとしく教育を受ける（権利）を有する。	93名／96名	96.9％
②　すべて国民は、…（中略）その保護する子女に普通教育を受けさせる（義務）を負ふ。	87名／96名	90.6％
義務教育は、これを（無償）とする。	18名／96名	18.8％

調査項目【4】は、③で取り上げた、日本国憲法に規定された国民の三つの義務のうち、教育条項である、第26条の理解度を問うたものであり、空欄に適語を補充させる問いである。第1項の「すべて国民は、…（中略）ひとしく教育を受ける（権利）を有する」について、「権利」と正確に記入することができた受講生は、96名中93名であり、正答率は約97％である。正確に記入ができなかった3名の内訳について、「無回答」が1名であり[14]、適語補充として「義務」、「学習権」と記入した者がそれぞれ、1名ずつである。第2項の「すべて国民は、…（中略）その保護する子女に普通教育を受けさせる（義務）を負ふ」について、「義務」と正しく記入することができた受講生は96名中87名であり、正答率は約90％である。この結果を③のそれと併せて考えると、1割ほどの受講生は、国民の三つの義務のうち、その一つが日本国憲法第26条に規定されているという認識を有していない、ということがわかる。

「義務教育は、これを（無償）とする」に関して、「無償」と正しく記入することができた受講生は非常に少なく、18.8％（18名／96名）であり、2割に満たない。これによれば、無償の範囲は授業料と教科書という二つに限定されているけれども、そうした制度が日本国憲法の第26条を根拠にしているということを、大半の受講生は、知識として知らないということがわかる。

以上、憲法の教育条項である、第26条の理解度を問うた、空欄に適語を補充させる問いについて、三つとも正確に記入されていたものは、18.8％（18名／96名）であり、正答率は約2割ほどである。

(2)　2006年教育基本法に関する理解度

①　「教育の憲法」と称される、重要法律の名称

調査項目【5】の①は、「『教育の憲法』と称される、教育に関する重要法律」について尋ねた問いである。言うまでもなく、正答は「教育基本法」である。正答率は、62.5％（60名／96名）である。

調査項目	正答者数	正答率
【5】①教育基本法という名称	60名／96名	62.5％

本授業においては、受講学生が教育学部の2年次以上であるため、ほとんどの学生はこれまで

に、教職に関する科目として、「教職研究」と「教育原理」を履修済であると考えられる[15]。教育法規上、この「教育原理」の内容は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」を含めること、とされている。したがって、受講学生は、わが国の教育の重要な「理念」や原則を掲げた、現行の2006年教育基本法について、「教育原理」で学んでいると思われる。

本調査項目は、「教育の憲法」と位置づけられている[16]、2006年「教育基本法」について、受講学生が、教職専門用語として正しく押さえているか否かを尋ねたものである。しかしながら、その正答率は、6割を少し上回る程度であり、教育学部学生の2006年「教育基本法」に関する理解度は、決して十分ではないことがわかる[17]。

② 2006年教育基本法の内容の理解度

調査項目	人数	割合
【5】②教育基本法の内容の理解度		
「とても知っている」「やや知っている」6名	6名／96名	6.3%
「あまり知らない」「全く知らない」90名	90名／96名	93.8%

調査項目【5】の②は、「『教育の憲法』と称される、教育に関する重要法律」の内容の理解度を尋ねた問いである。2006年教育基本法には、どのような内容の規定がなされており、受講学生はどの程度、その内容を把握しているのかについて、「とても知っている」「やや知っている」を合わせて6.3%（6名／96名）、「あまり知らない」「全く知らない」を合わせて93.8%（90名／96名）である。この結果によれば、教育学部学生のほとんどは2006年教育基本法の内容を把握していない、ということが窺われる。このことについて、次の調査項目【6】から見てみる。

③ 教育基本法の公布・施行年

調査項目	正答者数	正答率
【6】①教育基本法の公布・施行年	2名／96名	2.1%

調査項目【6】の①は、調査項目【1】で日本国憲法の公布・施行年を尋ねたのと同様に、2006年教育基本法についてのそれを問うたものである。正答は2006年であるが、正答率は非常に低く、わずか2.1%（2名／96名）である。先に(1)で見たように、日本国憲法の公布・施行年の正答率は25%（24名／96名）であったので、筆者は、教育基本法のそれは、もう少し低い程度ではないかと予想していたが、結果は、筆者の予想を大幅に下回るものとなった。

旧教育基本法は戦後のわが国における社会全体の種々の民主化改革の中で、1947年3月31日に公布・施行され、翌4月1日、学校教育法に基づき創出された、新制の小中学校制度が発足した。したがって、旧教育基本法の公布・施行年と新しい学校制度の出発との間には、歴史的な必然性があった。これに対して、現行の2006年教育基本法は、公布・施行と同時に、例えば新制度の小中学校の発足という、時代を画するような教育制度改革を伴なっていないという事情もあり、学生にとっては日本国憲法の公布・施行年よりも一層、覚えにくいという側面を持っているのかもしれない。しかしながら、受講学生はこれまでに、少なくとも「教職研究」と「教育原理」という教職に関する科目で、2006年教育基本法について学ぶ機会を有していた。にもかかわらず、「無回答」（＝未記入）が51.0%（49名／96名）という学びの状況を、どのように考えれば良いのだろうか。

④ 教育基本法の構成条文数

調査項目	正答者数	正答率
【6】②教育基本法の構成条文数	5名／96名	5.2%

調査項目【6】の②は、2006年教育基本法の構成条文数を尋ねた問いである。正答は18条である。正答率は、わずか5.2%（5名／96名）である。上で述べた教育基本法の公布・施行年と、構成条文数の両方とも正答は、2.1%（2名／96名）にすぎない。

また、2006年教育基本法の公布・施行年の回答と同様、「無回答」（＝未記入）が多く見られ、32.3%（31名／96名）を占めている。この3割を少し上回る「無回答」の数値は、受講学生のうち、2006年教育基本法の構成条文数を全く知らない学生が3割を超えて存在する、ということを表

わしているものである。これらの受講学生はおそらく、事前事後学習などで教育基本法を見たり、読んだりしたことがほとんどない、ということが窺われる。

以上、受講学生の2006年教育基本法に対する理解度を、法律名称、内容の理解度、公布・施行年、構成条文数という四つの点から見てきたが、学生の教育基本法に対する理解度の低さを初め、不十分な学びの状況が抽出されたと言えよう。

⑤ 教育基本法第４条〔教育の機会均等〕の理解度

調査項目	正解者数	正解率
【６】③すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける[1]を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、[2]、又は門地によって、教育上差別されない。	両方とも正答：16名／96名 [1] 機会 [2] 経済的地位	16.7%
[1] １）権利　２）機会　３）場所 ４）学校　５）保障	[1]のみ正答：36名／96名	37.5%
[2] １）年齢　２）収入 ３）経済的地位　４）思想 ５）政治的立場	[2]のみ正答：40名／96名	41.7%

調査項目【６】の③は、2006年教育基本法第4条の内容を尋ねた問いであり、適語補充形式になっている。[1]の正答は「１）機会」、[2]の正答は「２）経済的地位」である。両方とも正答は、わずか16.7%（16名／96名）である。

本調査項目は、沖縄県教員候補者選考試験の教育法規分野の出題形式をそのまま、踏襲したものである。沖縄県の教員候補者選考試験の教職教養において、教育基本法はほぼ毎年、出題されているため[18]、教育学部学生が２年次の前学期と後学期の段階で、どのくらい基礎的知識を押さえているかを見ようとした。

[1]では、受講学生は、日本国憲法第26条第１項の、教育を受ける権利規定を想起したのであろうか。「１）権利」を選択した学生が６割を超え、61.5%（59名／96名）である。[2]については、「２）思想」を選択した学生が５割近くを占め、46.9%（45名／96名）である。ここから、半数ほどの学生はこれまでに、教育基本法第４条を十分に読んでいないことが窺われ、このことは、教育基本法の他の条文にも当てはまることが予想される。

なお、[1]で「１）権利」、[2]で「２）思想」を選択した受講生は31.3%（30名／96名）を占めている。この３割を少し上回る学生は、この条文について正確にキーワードを押さえてなく、勘で回答したことが窺われる。

３．教育学部学生の教育法に対する学びの状況調査の結果と考察

筆者が2016（平成28）年度に行なった、教育学部学生の教育法に関する第２回目のアンケート調査は大要、以下の二つのことの把握を目的とした。一つは、教育学部学生の教育法に関する学びの状況を見ることである。特に、テキストとして指定している、『教育小六法』をどのくらい活用しているかを見ようとした。筆者は、教育法の概説書[19]を読んだり、新聞などで、例えば義務教育学校[20]や中等教育学校[21]などのような教育制度改革の動向に興味を持ち、調べる時には、『教育小六法』を必要とする、と考えているからである。もう一つは、第１回目の調査以降、受講学生が教育法をどのように学んでいるかを調べ、授業の内容や方法等の見直しを行なうことである。前学期の「教育行政学」では第５回目の授業で、後学期の「教育法」では第４回目の授業で、それぞれ第２回目のアンケート調査を実施した。

以下、筆者が今年度行なった、アンケート調査結果を述べていく。その際、アンケート調査結果は、先に述べてきた「２．教育学部学生に対する教育法についての理解度調査の結果と考察」と同様、今年度前学期の「教育行政学」と後学期の「教育法」というように、授業ごとに分類して述べるのではなく、二つを併せて論述した。

(1) 教育学部学生の教育法に対する学びの状況

① 『教育小六法』の活用状況

調査項目【１】は、「授業の予習・復習として、『教育小六法』などで教育に関する法律をどのく

らい読んでいますか」ということを尋ねたものである。これによれば、『教育小六法』を「よく読んでいる」「時々読んでいる」は合計で4.0%（4名／100名）であり、「あまり読んでいない」「全く読んでいない」は合わせて96.0%（96名／100名）である。受講生の自己申告によれば、授業の予習・復習に、『教育小六法』はほとんど、用いられていないことがわかる。

調査項目	人数	割合
【1】『教育小六法』の活用状況		
「よく読んでいる」「時々読んでいる」4名	4名／100名	4.0%
「あまり読んでいない」「全く読んでいない」96名	96名／100名	96.0%

筆者は毎学期、「教育行政学」と「教育法」の第2回目の授業の際、『教育小六法』の引き方を具体的に説明している。そして、受講生が教育法により一層、興味・関心を持つことを意図し、毎学期、実際の教育制度改革の動向を伝える資料を用意している。例えば、筆者は今年度後学期、「教育法」の第1回目の授業の際、義務教育学校の動向を紹介し、以下、第2回目には夜間中学校をめぐる動きを取り上げ、第4回目には飛び入学制度と沖縄の中等教育学校の動きを取り扱い[22]、具体的に学校教育法の関連条文を読み合わせ、現実の教育制度改革と教育法との関連を確認してきている。

しかしながら、上で述べてきたように、授業の際に実施した、第2回目のアンケート調査結果によれば、ほとんどの受講生は、授業の予習・復習に『教育小六法』を用いていないことがわかる。筆者は、受講学生が、上で挙げてきたような、現実に進められている教育制度改革に興味・関心を有していないとは考えていない[23]が、受講学生の多くは、自ら積極的に関連の教育法を調べたり、確認したりするという学習状況には至っていないようである。

② 『教育小六法』の活用頻度

調査項目【2】は、調査項目【1】で、『教育小六法』を「よく読んでいる」「時々読んでいる」と回答した4名に対して、「授業の予習・復習として、1週間にどのくらいの割合で、『教育小六法』などで教育に関する法律を読んでいますか」ということを尋ねた問いである。これによれば、「1週間に1回程度読んでいる」3.0%（アンケート調査対象者100名のうち3名）、「1週間に2～3回程度読んでいる」1.0%（アンケート調査対象者100名のうち1名）であり、授業が4、5回目まで進んできているにも関わらず、授業の予習・復習の際、『教育小六法』はほとんど、読まれていないことがわかる。これは、調査項目【1】『教育小六法』の活用状況を尋ねた、調査結果と一致するものである。

調査項目	人数	割合
【2】『教育小六法』の活用頻度		
「1週間に1回程度読んでいる」3名	3名／100名	3.0%
「1週間に2～3回程度読んでいる」1名	1名／100名	1.0%
「1週間に4～5回程度読んでいる」「ほぼ毎日読んでいる」0名	0名／100名	0%

③ これまでに読んだ教育法の名称

調査項目	人数	割合
【3】これまでに読んだ教育法の名称を挙げてください。		
・「教育基本法」と「学校教育法」の二つを挙げている者	26名／100名	26.0%
・「教育基本法」のみを挙げている者	22名／100名	22.0%
・「学校教育法」のみを挙げている者	11名／100名	11.0%
・「学校図書館法」のみを挙げている者	2名／100名	2.0%
・「教育基本法」「学校教育法」「学校給食法」の三つを挙げている者	3名／100名	3.0%
・無回答（＝未記入）	29名／100名	29.0%

調査項目【3】は、前学期及び後学期に授業が開始し、授業が第4回、第5回と進んできた中で、「授業の予習・復習として、『教育小六法』などで、どのような教育法を読んだことがありますか」を尋ねたものである。これによると、「教育

基本法」と「学校教育法」の二つを挙げている者が26.0％（26名／100名）であり、最も多い。これらは、授業で取り上げた教育法を少し、理解しているグループである。以下、多い順に挙げると、「教育基本法」のみは22.0％（22名／100名）、「学校教育法」のみは11.0％（11名／100名）などとなっている。「学校図書館法」のみを挙げている受講生が２名、見られるが、これは、学校図書館司書教諭資格の取得をめざしている学生であることが窺われる。しかし、基本法と呼ばれたりする、「教育基本法」や「学校教育法」を挙げることができていないのは、どうしてだろうか。

「教育基本法」「学校教育法」「学校給食法」という、三つの法律名を挙げた者が見られたが、わずか3.0％（３名／100名）である。筆者は沖縄県教員候補者選考試験のことも考慮し、第２回目の授業で『教育小六法』の引き方を説明した際、沖縄県で頻出傾向のある教育法（規）を紹介し、『教育小六法』の索引にマーカーを行なうように指導している。それらの主要な教育法（規）は、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方公務員法、教育公務員特例法であり、近年はこれらに加え、学校給食法、学校図書館法、学校保健安全法などが、よく出題されている。筆者は、沖縄県教員候補者選考試験に関わり、以上のようなことを受講学生に伝えるのであるが、アンケート調査結果によれば、『教育小六法』を用い、教育法（規）を自ら調べてみるなど、学生の自主的な学びにまでは至っていないことがわかる。

なお、全く教育法の名称を記入できていない、「無回答」（＝未記入）が29.0％（29名／100名）であり、約３割も見られた。

(2) 教育法に関する第１回目と第２回目の調査結果の比較

筆者が担当授業の中で行なった、第１回目と第２回目のアンケート調査の結果を、以下に示しておく。なお、調査結果の比較がしやすいように、調査項目は、「２．教育学部学生に対する教育法についての理解度調査の結果と考察」の「(2) 2006年教育基本法に対する理解度」の箇所で取り上げた中から、「教育の憲法と称される重要教育法律の名称」「この重要教育法律の公布・施行年」「この重要教育法律の条文構成」という三つに限定した。

【第１回目と第２回目の調査結果】

調査項目	第１回目正答率	第１回目正答者	第２回目正答率	第２回目正答者
教育基本法という法律名の記入	62.5％	60名／96名	83.0％	83名／100名
教育基本法の公布・施行年	2.1％	2名／96名	31.0％	31名／100名
教育基本法の構成条文数	5.2％	5名／96名	25.0％	25名／100名

これによれば、いずれの調査項目も、第１回目のアンケート調査結果より第２回目のそれのほうが、正答率は高くなっている。しかしながら、第２回目のアンケート調査にも関わらず、２割近くの教育学部学生が、「教育の憲法と称される重要教育法律の名称」を書くことができていない。「この重要教育法律の公布・施行年」や「この重要教育法律の条文構成」に関して、第２回目のアンケート調査ではいずれも、2.1％→31.0％、5.2％→25.0％というように、正答率は約３割ほどに上がっている。しかしながら、第１回目と第２回目のアンケート調査において、上記三つの調査項目は全く同じものであり、また、特別に難しい知識を尋ねたわけではない。このように、教育学部学生の教育法に関する学びの状況に対して、大きな不満を抱くのは、筆者だけであろうか[24]。

おわりに

以上、琉球大学教育学部において、筆者が担当する教職に関する科目である、「教育行政学」と「教育法」の受講者の、日本国憲法を初め、2006年教育基本法や他の教育法の基礎的知識・基礎的事項の理解度を見てきた。それによれば、次のようなことが明らかにされた。

第一に、教育学部の学生は、教育法を学ぶ出発点に当たる、日本国憲法について、その公布・施行年を初め、三大原則や国民の三つの義務に関する基礎的事項を正確に覚えていない、ということである。特に、公布・施行年の正答率はわずか25％であり、また、三大原則や国民の三つの義務の正答率はいずれも、６割に満たない。

第二に、教育学部学生は上記と同様、「教育行政学」や「教育法」の受講以前には、2006年教育基本法に関する基礎的事項を、ほとんど押さえていない、という状況が見られることである。例えば、2006年教育基本法の公布・施行年がいつであるか、構成条文が何条であるか、などについては、2006年教育基本法に関する基礎的事項であり、教育学部で学ぶ学生にとっては、必須事項であると考えられる。しかし、アンケート調査結果によれば、ほとんどの教育学部学生は、2006年教育基本法について、公布・施行年などの基礎的と思われる知識を押さえていない、という状況が見られる。

第三に、上で述べた2006年教育基本法や他の教育法に関する基礎的事項は、授業履修中にも関わらず、なかなか身に付かない状況がある、ということである。例えば、筆者が行なった、第１回目のアンケート調査結果と第２回目のそれとを比較すると、2006年教育基本法の公布・施行年と構成条文数を尋ねた調査項目は、全く同じものであるにも関わらず、正答率はあまり、上がっていない。

第四に、日本国憲法や2006年教育基本法に関する、以上のような理解度からすると、受講生の事前・事後学習は、ほとんど行なわれていないのではないか、ということが窺われるということである。

このように、教育学部学生の2006年教育基本法や他の教育法に対する理解度は、あまり十分ではない状況にある。今後、筆者は毎学期、以上のような学生の教育法に対する理解度を念頭に置き、授業の内容や方法を工夫していく必要がある。このように、授業内容・方法の工夫や改善については、今後の課題としたい。

【注】

1）便宜上、1947年３月31日に公布・施行された教育基本法を、1947年教育基本法、あるいは旧教育基本法と呼び、2006年に成立した、現行の教育基本法を2006年教育基本法、または新教育基本法と呼ぶ。

2）鈴木英一「教育基本法」日本教育法学会編『教育法学辞典』学陽書房、1993年、127頁。

3）筆者は本稿において、教育法という用語を、教育法規とほぼ同義で用いている。教育法は、日本国憲法と教育基本法の理念を実現するために制定された法律のことを言う。なお、本稿では、法律である教育法と授業科目名を区別し、授業科目名を「教育法」と記載した。

4）筆者はこの間、同じような問題意識で、教職課程で学ぶ学生を対象に、受講学生が近現代史や近現代教育史の基礎的知識・基礎的事項をどのくらい押さえているかを解明してきた。拙稿「『教育原理』授業実践報告－近現代史及び近現代教育史の理解度・定着度を中心に－」『琉球大学教育学部紀要』第86集、2015年２月、同「『教育行政学』授業実践報告－教育学部学生の近現代史及び近現代教育史の理解度・定着度を中心に－(2)」『琉球大学教育学部紀要』第88集、2016年２月。

5）同上論文、「『教育行政学』授業実践報告－教育学部学生の近現代史及び近現代教育史の理解度・定着度を中心に－(2)」281頁。

6）教職課程で学ぶ学生が、1947年教育基本法をどのように学んで、どう理解していたのか、という学びの状況や理解度に関して明らかにした研究は、管見の限り、ほとんど見られなかった。このことは、2006年教育基本法についても同様に、当てはまることである。

7）筆者はかつて、別の機会に次のように述べたことがある。「筆者の手元に残されている、教育基本法に関する一番古いアンケート調査資料は、2005年度前学期の『教育行政学』の授業で実施（2005年７月５日）したものと、同年度後学期の『教育法』の授業で実施（2005年11月15日）であろう」。拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『1947年教育基本法』に対する意識について－2006年度後学期『教育法』の授業実践をとおして－」『琉球大学教育学部紀要』第83集、2013年７月、133頁。このようなことに基づき、本稿で「筆者はこの間、約10年間に亘り、…（中略）簡略なアンケート調査を行ない、特に教育基本法に関する学生の理解度などを見てきた」と述べている。

8）拙稿「『教育行政学』授業実践報告－教育学部学生の近現代史及び近現代教育史の理解度・定着度を中心に(2)－」『琉球大学教育学部紀要』第88集、2016年２月、269頁。

9）例えば、『社会科 中学生の歴史－日本の歩みと世界の動き－』帝国書院、2012年、231頁。この教科書では、「新憲法の制定」との小見出しで、日本国憲法の公布・施行年月日を初め、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という日本国憲法の三つの原則、そして、この憲法制定との関連で〔1947年：筆者〕教育基本法が制定され、教育の民主化が行なわれた、と述べられている。

10）本学の『学生便覧』によれば、「憲法概論」の講義

内容は、「憲法についての基礎的知識及び日本国憲法の概要」であるとされている。琉球大学『学生便覧（平成28年度）』34頁。

11) 2016年度の本学の「憲法概論」担当者のシラバスによれば、講義内容は『学生便覧』に記載されているように、「憲法についての基礎的知識及び日本国憲法の概要」を含むものである、と言える。しかしながら、「日本国憲法の概要」について見てみると、教育条項である第26条が、必ずしも取り上げられていないという印象を受けた（もっとも、「社会権」や「人権」といったテーマのところで取り扱われているのかもしれない）。「憲法概論」は教員免許状取得に必修であるため、教育学部学生のほとんどが受講すると予想される。「憲法概論」には制度的に、このような履修状況があるため、「憲法概論」の授業内容である「日本国憲法の概要」に、特に憲法第26条を取り上げていただきたいと考えるのは、筆者だけであろうか。

12) 前掲書、『社会科 中学生の歴史－日本の歩みと世界の動き－』231頁。

13) 拙稿「『教育行政学』授業実践報告－教育学部学生の近現代史及び近現代教育史の理解度・定着度を中心に（2）－」278頁。

14) この受講生は、二つ目の空欄である（義務）を補充する箇所も「無回答」であった。また、三つ目の空欄も、正答の「無償」ではなく、（9年）と記入している。

15) 「教職研究」は法制度的には、教育職員免許法施行規則第6条の別表第一において、教職の意義等に関する科目に位置づけられ、授業の内容に必要な事項として、教職の意義及び教員の役割などを含めることとされている。このような点から、「教職研究」では、「教育基本法」が取り上げられていると思われる。筆者が担当している「教育原理」は「教職研究」と同様、法制度上、教育の基礎理論に関する科目に位置づけられている。この「教育原理」の内容には、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」を含めることとされている。琉球大学教育学部においては、学校教育教員養成課程の学生は1年次に、生涯教育課程のそれは2年次の前学期までに、「教育原理」を履修できるようなシステムが採られている。

16) 例えば、姉崎洋一ほか編『ガイドブック教育法』三省堂、2009年、5頁。

17) 「教育基本法」を正確に覚えていない回答として、「無回答」（＝未記入）10名、「学校教育法」9名、「教育法」6名、「学校教育基本法」4名、などが挙げられる。

18) 筆者の、過去10年間ほどの調査によれば、沖縄県の教員候補者選考試験における教職教養（教育法規）は、大要、次のような出題である。第一に、出題形式として、ほとんどすべての問題が法律条文の空欄適語補充であり、五つほどの選択肢から一つを選択させるものである。教育法規名と条文もほぼすべて、問題文に書かれている。第二に、出題内容として、近年、日本国憲法第26条の出題がなされている。基本法規として、教育基本法、学校教育法がほぼ毎年、出題されている。これら二つの教育法規に、教育公務員特例法や地方公務員法、そして近年では、学校図書館法、学校給食法、学校保健安全法などが出題されている。

19) 例えば、姉崎ほか編、前掲書、など。

20) 筆者は、例えば、後学期「教育法」の授業において、講義資料No.4で義務教育学校を取り上げている。『朝日新聞』2015年6月18日付、同2016年4月8日付。

21) 沖縄県の教育制度改革の動向を伝える資料として、講義資料No.10で、公立の中等教育学校の設置をめぐる動きを取り上げた。『沖縄タイムス』2006年1月24日付、同2015年5月6日付。

22) 夜間中学校については、講義資料No.6で、夜間中学校をめぐる最近の動向を取り上げ、紹介した。『朝日新聞』2015年12月7日付。なお、資料については、以下のものを用いた。斎藤康広「夜間中学校」安彦忠彦ほか編『新版 現代学校教育大事典6』ぎょうせい、2002年、292頁。

23) 筆者は、今年度後学期の「教育法」の第1回目の授業で、義務教育学校との関連で、小中一貫教育校を取り上げている、以下のビデオを用いた。受講生は、東京都品川区で設置された、小中一貫教育校のことを初めて知ったためか、特に、整備されたプールや体育館、校舎など、学校の施設や設備に驚いていたように見えた。NHKおはよう日本「公立初小中一貫校スタート」2006年4月3日(月)。

24) 筆者は今年度、後学期の「教育法」の第2回目のアンケート調査において、教育基本法に「規定されている条文の内容を表わすキーワード（語句でも可）を三つ、挙げてください」という調査項目を設けた。アンケート調査用紙回収63名のうち、「無回答」が約4割近くあり、38.1%（24名／63名）である。筆者が見た限りでは、教育基本法を読んで、その内容を把握していると思われる回答は、全く見られなかったと言っても良い。今回のアンケート調査結果によれば、ほとんどの受講生は授業の予習・復習の際、教育基本法を読んでいないことがわかっている。